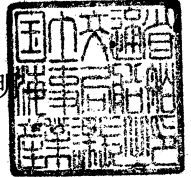


国海産第751号の2
平成31年3月25日

一般社団法人日本船用工業会
会長 山田 信三 殿

国土交通省海事局

船舶産業課長 齋藤 英明



造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領の策定について

昨年12月に、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案の成立し、本年4月から、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度が創設されることとなります。造船・船用工業分野においても本制度を活用して外国人材（特定技能外国人）を受け入れることができるよう措置しました。

国土交通大臣が定める告示[※]において、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人を受け入れる場合、受け入れる事業者が造船・船用工業分野に係る事業を営んでいることや国土交通省が設置する協議会へ加入すること等の要件を定めています。

今般、上記の手続きについて、別添のとおり事務取扱要領を策定しましたので、貴会傘下の各事業者に対して周知をお願い致します。

※ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき造船・船用工業分野に特有の事情を鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第359号）